

# 多面的機能支払ネットワーク通信



発行 宮崎県多面的機能推進協議会  
 (宮崎県土地改良事業団体連合会内)  
 TEL 0985-24-3361 FAX 0985-29-9107  
 HP <http://nouchimizu-kyougikai.com/>



2018.4 April

## 目次

1. 活動作業中の安全確保について ······	1
2. 平成29年度九州フォーラムin佐賀における事例発表報告 ······	2
3. 水路目地補修技術講習会の開催 ······	2
4. 平成30年度に活動終期を迎える活動組織の皆様へ ······	3
5. 「広域活動組織とは?」、「活動のポイント(日当の支払い)」 ······	4

## 活動作業中の安全確保について

各活動組織におかれましては、活動作業中の安全確保について注意して頂いているところですが、その成果もありまして昨年度中は県内の活動組織における活動中の事故報告はゼロでした。(平成28年度中は死亡事故を含む4件の事故が発生)

高温多湿な本県においては、熱中症の予防も非常に重要な安全対策の1つです。他県においては活動中に熱中症を発症し、死亡に至った事例も報告されているようです。

次の点に注意して安全な活動実施に努めましょう！

- ①気温25°C、湿度50%を越えると熱中症リスクが高まるので注意
- ②透湿性、通気性の良い服装で作業を
- ③体調不良、睡眠不足などの状態で作業を行わない
- ④作業中に異常がないか、定期的に水分・塩分を摂取しているか巡回確認を
- ⑤自覚症状(めまい、失神、立ちくらみ、足がつる、大量の発汗、頭痛など)の有無にかかわらず、異常が見られる場合はすぐに救急措置を



新年度の活動が本格的に始まる前に、改めて**安全管理について構成員の皆様に注意喚起いただき、且つ保険への加入を忘れずにお願い致します。**

なお、保険につきましては「公民館で加入しているから」との理由で、多面的機能支払交付金では加入していない組織もあるようですが、多面的の作業時における事故は活動組織が主体となって、被災者等へのフォローをしていく必要があります。このため、**必ず活動組織においても保険への加入をお願い致します。**

# 平成29年度九州「農地・水・環境保全」 フォーラムin佐賀における事例発表報告

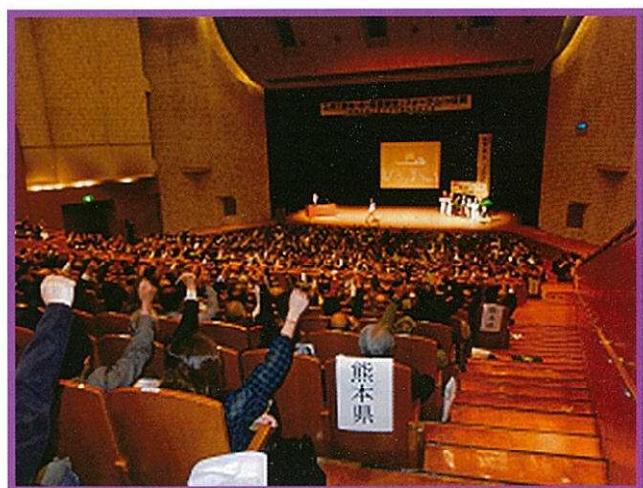
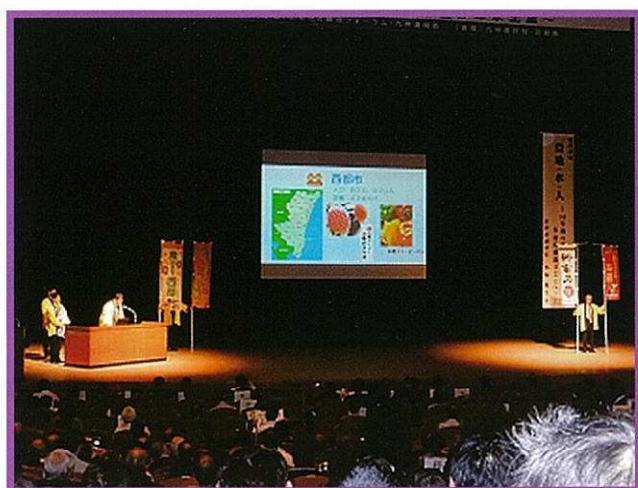
第10回目となる「九州フォーラム(主催：ふるさと環境フォーラム・九州連絡会)」が、平成29年11月7日に佐賀市民文化会館(佐賀県)で開催され、九州各県から約1,300名の多面的制度関係者が参加しました。

本県からは、一つ瀬川広域協定(西都市、高鍋町、新富町、木城町)が、設立時の苦労話や、組織と土地改良区が連携して広範囲に広がる農地や施設の維持管理を行い、地域における共同活動が少しずつ定着し始めている状況について事例発表を行いました。

基調講演では、佐賀市馬場副市長が佐賀市における集落毎の農業後継者有無の分布や、活動を辞めた地域の農業施設が荒れた現状を紹介。また、農業と直接関係のない人たちの遊びや交流の場として農地や施設を使うことによって、それらの資源と一緒に守ることに繋がっている事例も紹介されました。

なお、平成30年度は11月8日(木)に宮崎市のメディキット県民文化センターで開催される予定ですので、たくさんの方の参加をお待ちしております。

是非自分たちの活動をアピールしたいという活動組織がありましたら、協議会までご連絡下さい。



## 水路目地補修技術講習会の開催

平成29年度は、現地2回(川南町9月、延岡市11月)、室内1回(宮崎市1月)の水路目地補修技術講習会が開催されました。

当講習会は、活動期間中に1回以上の受講が必須となっている、共同活動の「機能診断・補修技術等の研修」の実績となりますのでまだ達成されていない活動組織は、平成30年度は是非ご参加ください。(写真は、延岡市における現地講習会の状況。)





## 平成30年度に活動終期を迎える活動組織の皆様へ

本年度、平成30年度に活動終了年度を迎える活動組織は、県内に約250組織ありますが、該当する活動組織は下記の点についてご注意下さい！

### 1. 地域資源保全管理構想の策定および提出

実績関係書類(実施状況報告書、活動記録、金銭出納簿)に加えて、**平成31年3月までに「地域資源保全管理構想」を策定し各市町村長に提出する必要があります。**

該当するかどうか不明な場合は、市町村担当者にご確認下さい。

#### ●地域資源保全管理構想とは？

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、毎年開催する農業者による検討会や地域住民との意見交換等の推進活動を通じて、地域の課題や目標、今後の担い手へ農地集積方針などをとりまとめたもの。

### 2. 認定農用地が適正管理出来なかった場合は交付金返還

終了年度に活動対象となっている「認定農用地」に、保全管理が適正にされておらず荒れたままになっている農地や転用が確認された場合、国の要綱・要領に基づき、**活動開始年に遡って交付金の全部または一部の返還が求められます。**

ただし、自然災害等やむを得ない理由(公共事業等による用地買収、農業者の死亡、高齢または病気など)と認められる場合は、返還が免除されます。

認定農用地内に、農業委員会による荒廃農地調査で荒廃地判定されている農地がある場合は、「遊休農地発生防止のための保全管理」などの活動により早急に解消をお願いします。

なお、今後の保全管理が困難である、本年度中に農地転用が発生する、または面積の追加などの理由により、認定・対象農用地面積の変更をする場合は、**原則6月末までに市町村長の変更認定を受ける必要がありますので、早急に市町村担当者にご相談下さい。**

変更認定等の手続きが遅れると、交付金の支払時期が遅くなることがあります。

### 3. 新たな活動計画の認定

平成31年度以降も活動を継続する場合、対象農地面積の増減や活動内容に変更がある場合はもちろんですが、これまでとまったく同じ内容であっても、平成31年度の6月末までに**新たに5年間の活動計画内容の認定を受ける必要があります**ので、その旨市町村担当者にご相談下さい。

なお、新たな活動計画書についても、改めて活動組織の総会で構成員の承認を得る必要がありますので、組織内で十分に話し合いをしていただくようお願いします。

# 広域活動組織とは？

- 協定農用地面積が200ha以上(中山間地域は50ha以上又は3集落以上)※の広域エリアにおいて、集落(活動組織)、地域の関係団体等から構成される、構成員間の協定に基づく組織。(協定エリアの例：市町村、改良区、自治会)      ※平成30年度から要件緩和

## 制度上のメリット

- ①施設の長寿命化の交付単価が100%  
(広域組織以外は、直営施工が出来ない場合は5／6単価)
- ②1集落当たり交付上限額200万円の適用が除外される
- ③組織の広域化・体制強化のための交付金として40万円(1回)が交付

## 広域化のメリット

- 予算規模が大きくなり、広域組織内で優先順位を定めることにより、それまで複数年かかって整備していた施設を、短期間に効率的・経済的に整備することが可能
- 市町村に提出する書類等の作成は、集落(活動組織)毎ではなく、広域組織で1つ(各集落から広域組織事務局へ、活動計画・実績の報告は必要)

広域化しても、活動の基本は  
構成員間の合意形成と、  
決定事項の周知です！



## 活動時のポイント(日当の支払い)



### 代表者が一括して受け取る場合

代表者が一括して受け取る場合も、一覧表に参加者本人から受領印・サインを記入してもらい、これを活動組織に提出しましょう。



- 日当は活動参加者本人に支払い、受領を確認しましょう。  
(受領印やサイン)

- 日当の取扱(単価や支払い方法など)は、活動組織の構成員間で十分な合意形成をはかりましょう。